

# NPO あやめ通信

第59号(通巻110)

2021年(令和3年) 4月1日発行

特定非営利活動法人

川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会

発行責任者 山本 泰彦

TEL/FAX 044-813-4555



## あやめ会活動に参加して

あやめ会副理事長 桧垣孝博

大師保健所にお世話になったのは、30歳代半ばごろ、妻が突然発病し、ワーカーさんにお世話になり家族会に入りました。この時は大師家族会に世話役がいませんでしたので、すぐに大師家族会の会長を引き受けることになりました。もう47年前になりますが、その頃はワーカーさんが会の進行をしてくださり、私の役目は、月に1回のあやめ会理事会に参加しその内容を報告することでした。当時は印刷することが出来ず、報告書もお知らせも、手書きで配布していました。あやめ会理事会は各保健所管内の家族会から1名ずつ参加し、川崎区から川崎、田島、大師地区から各1名他の区から4名計7名で、川崎保健所、中原保健所、高津保健所と月替わりで夜に会議をしていました。

その頃、あやめ会では市の相談センター(今のこころの相談所)の一室をお借りして、月に1回夜間に2~3名で面接相談をしていましたが、相談件数は少なく担当者の雑談で終わることが多くありました。

当時の理事会の議題は毎回のように、川崎市に作業所を作ろう、出来れば保護工場がいいなとか、市にB5版で手書きの要望書を出しました。数年後には伊藤三郎市長の時、高津区末永に、あやめ訓練所(あやめ作業所)が出来ました。伊藤市長の出席のもと盛大に開所式を行っている最中に、近隣の方の開所反対の声が上がり、開所式は中止となりました。その後、近隣の方々と話し合いを続け、塀を高くすることと、駅からはすべての通所者を車で送迎することで合意し、3年後に開所することが出来ました。

その後川崎区にも作業所を作ろうと、川崎区の家族から寄付を集め、浅田教会の一室を借りてみなみ作業所が発足し、暫くしてあやめ会の運営になりました。続いて多摩区にきた作業所、宮前区に宮前ハンズが出来、みゆき作業所も加わり、当時あやめ会は5カ所の作業所とグループホームの運営もしていました。入会して数年後、あやめ会では日帰りのバスハイクを企画し、観光バス2台で湘南海岸での地引網、茨城県での栗拾いや、千葉の鹿野山のマザー牧場など、毎年70名くらい参加していました。その後あやめ会では、身障者と同じように福祉バスを利用できるように、要望書を出し数年後には福祉バスが利用出来るようになりました。

あやめ会ホームページをご覧ください

ホームページのアドレス(URL) <http://ayamekai.org/>



## 令和3年度に向けた要望書に対する川崎市の回答

副理事長 田草川 武

あやめ会は、令和2年8月に、川崎市に令和3年度に向けた要望書を提出しました。市から3月12日付で詳細かつ丁寧な回答がありました。今年は、コロナ禍のために、市当局による回答説明と意見交換はありませんでした。以下、市回答書の概要を記します。

なお、市の回答書はあやめ会ホームページ (<http://ayamekai.org/>) でご覧になれます。

### I. 重点要望事項

#### 1. コロナ禍に備える喫緊の要望事項

##### (1) 精神医療体制等の拡充整備

###### ① 神奈川モデル・ハイブリッド版における精神医療体制の拡充

【回答】精神科コロナ重点医療機関等の拡充について、県と協力していく。

###### ② 当事者及びその家族へのPCR検査の優先適用

【回答】国の方針や専門家の意見等を注視し、適切に対応する。

##### (2) 当事者や家族が新型コロナウイルスに感染した場合の支援の強化

###### ① 家族が感染した場合の精神疾患患者への対応

###### ② 当事者が感染した場合の精神科専門スタッフの派遣等の支援

【回答】患者の状況に応じた療養のしかた等は各区の衛生課が、生活面での不安は各区地域みまもり支援センター等が相談に応じていく。

##### (3) 精神福祉関係施設への救済措置及び精神障がい者の解雇・雇止めの実態把握

###### ① コロナ禍での福祉事業所等の活動量減少による補助金減額や格下げを行わない

###### ② 就労する精神障がい者のコロナ禍による解雇・雇止めの実態把握及び対応指導

###### ③ 福祉事業所等におけるオンライン活動の実態把握と推進への支援

【回答】地域活動支援センターの補助金は、状況調査のうえ、必要に応じて柔軟な対応を検討していく。就労している障害者の離職等の状況は情報収集に努める。地域活動支援センターは対面でのサービス提供が基本であり、感染予防に十分留意し、サービス提供の継続をお願いしたい。

#### 2. 精神的不調を抱える人を医療に繋げるための在宅相談・支援の充実

【回答】家庭訪問や家族支援等は、これまでも担当部門等がチーム体制で協力しながら危機介入や医療につなげる業務を行っている。また、入院後の支援は精神科病院との連携で、退院後も相談支援体制の強化を図っている。

#### 3. 訪問型福祉サービス及び家族丸ごと支援体制の充実

【回答】訪問支援が充実するように、支援機関等と連携して対応していく。

#### 4. 精神医療及び福祉サービスのワンストップ化の推進

【回答】家族の高齢化に伴う支援は、地域みまもり支援センター等が福祉や医療機関との連携協力で、本人に寄り添った対応、支援を行っていく。

## 5. 当事者や家族が安心安全に滞在できるショートステイ施設の拡充

【回答】当事者が緊急時に利用できるショートステイは、「桜の風」に1床確保しているが、家族が利用できる滞在施設はない。家族への取り組みは引き続き検討する。

## II. その他の要望事項

### 1. 精神医療に関する要望

#### (1) 精神障がい者を医療に繋げるための多様な精神医療の推進

・医療スタッフ等によるオープン・ダイアログの導入 ・精神医療へのオンライン診断の導入促進 ・精神医療におけるセカンドオピニオンの健康保険適用

【回答】精神疾患に即した効果的な治療やリハビリなどの重要性は認識している。多様な精神医療の推進に向けて働きかけていく。

#### (2) 精神疾患と身体疾患を併発した場合の医療体制の充実

【回答】引き続き関係団体・医療機関への働きかけを行っていく。

#### (3) 精神科救急医療体制の充実

【回答】引き続き精神科救急医療体制の充実に努める。

#### (4) 精神障がい者に対する定期健康診断受診の徹底指導

【回答】個々の生活状況に応じて、関係機関と協力し利用を勧めていく。

#### (5) 自立支援医療（精神通院医療）の適用条件緩和

【回答】国の判断によるので、国の動向等を見ていく。

### 2. 精神保健・福祉に関する要望

#### (1) 精神障がい者の就労意欲の喚起、就労支援、職場定着支援

【回答】各種取り組みを実施しており、今後も関係機関と連携し、更なる就労機会の増加、職域拡大及び職場定着に努める。

#### (2) ピアサポーターの養成、活動領域の拡大及び社会参加の推進

【回答】精神障害者ピアサポート養成・支援事業で、養成を行い、活動への支援を行っている。支援団体等関係者と推進に向けた検討を行っている。

#### (3) 精神保健福祉の啓蒙・啓発活動及びこころの健康教育の推進

・市民向け講演会・講座等による知識の普及と理解の更なる推進  
・小・中学校への出前教室等による学校教育での取り組み推進  
・各分野の指導者・リーダーへの啓発・啓蒙活動の更なる推進  
・「障害者への合理的配慮」に関する啓発活動の促進  
・メンタルヘルス対策（自殺予防）の推進

【回答】障害者が安心して自立した地域生活がおくれる環境づくりに向けて、普及啓発活動に取り組む。学校への出前講座も引き続き推進する。合理的配慮への周知啓発として「障害のある方へのサポートブック」を作成し、公共施設に配布した。民間事業者への取り組みを強化していく。精神保健福祉に関する正しい知識や理解の促進やメン



タルヘルス対策を様々な機会に実施していく。

(4) 住居確保に向けた多様な支援の充実

① グループホーム等の増設

【回答】グループホームに対する支援を継続し、整備促進の手法等を検討する。

② 公営住宅・民間住宅を利用する場合の支援の充実

【回答】居住資源の充実への取組の検討を始めており、「すまいの相談窓口」や「支援ガイドブック」の作成等を行うとともに、地域の不動産業者等に理解を求めていく。

(5) 当事者に関する経済等の負担軽減策の推進

① 市独自の医療費軽減策の推進

- ・精神障がい者に関する入院医療費の重度障害者医療費助成の対象化
- ・精神障害者保健福祉手帳2級所持者へ重度障害者医療費助成の適用拡大

【回答】制度の安定性、継続性の確保に努めていく。

② 国等への働きかけを要望する施策

- ・自立支援医療費自己負担額への公的助成の拡大
- ・自立支援医療（精神通院医療）に関する更新手続きの廃止あるいは更新期間延長
- ・診断書を要する諸手続きにおける診断書作成費の無料化あるいは助成
- ・精神障がい者に対するJR、私鉄及び有料道路等の料金割引
- ・無年金障害者を救済するために、国民年金加入時期・継続期間等の申請要件の緩和及び特別障害給付金の支給範囲の拡大
- ・障害基礎年金額の改善
- ・諸手続きの簡易化並びにオンライン化の推進

【回答】国に要望している事項もあり、引き続き国に要望する。

(6) 福祉施設における精神障害専門職配置の充実

【回答】より専門的な地域支援の強化が必要と認識しており、各区役所に精神保健係を設置し、強化した。

(7) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援の促進

【回答】関係機関との連携で、事業を推進している。

(8) 精神障がい者世帯の「8050」問題への対応促進

【回答】高齢者支援施策と連携し対応していく。また、関係部門と連携し、当事者が安心して地域生活がおくれるよう支援していく。

(9) 福祉活動のオンライン化の普及促進

【回答】すでに実施している所もあり、状況把握をしていく。

3. あやめ会および家族会の活動等に関する要望

(1) 家族会活動への支援の継続・拡充

【回答】引き続き、支援、協力していく。



(2) あやめ会活動への支援

① あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託の継続

② あやめ会運営の福祉施設への補助金等の継続と増額

【回答】活動についての意義や成果を認識している。



## 「8050」問題に一括対応 改正社会福祉法が2021年4月から施行

この頃、家族会でも「8050問題」という言葉を耳にします。そこで、調べてみました。次の内容は、Webサイト「介護・高齢者施設の課題をサポート OGD介護プラス」からの抜粋です。

### ◇ 8050（はちまる・ごうまる）問題

8050問題とは、80代の親が50代の子の生活を支える問題です。

1980年～90年代に「ひきこもり」だった若者が、約30年たち40代～50代を迎え、その親も70代～80代です。長期のひきこもりで社会から孤立したり、親の年金を頼る暮らしで生活困窮していることが課題となっています。なかには高齢の親に介護が必要となり親子の生命が危機にさらされるケースがあります。

内閣府が2018年12月に初めて中高年を対象とした全国調査を実施したところ、自宅に半年を超えてひきこもる40～64歳は全国に推計約61万人という結果でした。そのうち7割以上が男性で、いわゆる「こどおじ」（実家の子供部屋に住む中年男性）の一部に引きこもりがあると考えられます。

同調査により、若い層より中高年の引きこもりの方が多いと明らかになり、近年困窮の相談で窓口を訪れる高齢親が増加しています。今も長期高齢化や未婚率上昇により、8050問題の親子はさらに増加していくとみられ、孤立防止や困窮への対策が急がれます。



### ◇ 国の取り組み・自治体の相談窓口

この8050問題に対する国の取り組み、自治体での窓口を紹介します。

#### ○ 厚生労働省

8050問題への対応拡充も目的に、2020年6月5日に改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が成立しました。

8050問題には「ひきこもり」「介護」「生活困窮者」といった他分野にまたがる課題解決が必要で、窓口をたらいまわしにされる問題がありました。

この改正社会福祉法が2021年4月に施行されると、市区町村の8050問題にワンストップで包括的に対応できる体制作りや財政面を国が支援します。

相談機関では「断らない相談」の整備が求められ、現在の地域包括支援センターの機能を「断らない相談」拠点とするなどの対応が検討されています。

#### ○ 自治体の相談窓口

自治体では専門分野に応じて中高年ひきこもりへの対応を受けることができます。

2021年度以降はさらに包括的な「断らない相談窓口」が設置されますが、その基となる分野別の相談窓口を確認しておきましょう。

##### 1) 地域包括支援センター（市区町村）

介護保険を利用していない人も含めてすべての高齢者についての相談支援を行います。

8050問題に該当する親子についても、高齢の親が抱える課題への対応という視点から相談を受け、子に必要な支援について専門機関に連携してくれる場合があります。

介護以外の福祉系サービスや精神科など医療機関にも詳しいので、特にひきこもる子に精神疾患や障害の可能性が考えられるケースでは頼りになる機関です。親の成年後見制度利用が必要な場合の支援も行います。

## 2) ひきこもり地域支援センター（全国に配置）

都道府県をエリア別で管轄しひきこもり支援を行います。

ひきこもり対応の実績とノウハウを持つNPOや医療法人などが運営し、電話や来所相談、必要に応じてメール相談への対応や、訪問支援を行うところもあります。相談内容によって医療・福祉・教育・労働の適切な機関に支援を働きかけます。

## 3) 精神保健福祉センター（都道府県）

各都道府県に設置されており、精神疾患がある方やその家族への支援を行っています。電話相談や面談、家族の会を開催しています。

## 4) 生活困窮者支援窓口・自立相談支援センター等（市区町村）

生活保護受給を受けていない段階の人の自立に向けた相談・就労することを前提とした住居確保給付金の支給の相談にのります。

ただし、中高年ひきこもりは最初から就労を目標にしないことが支援の鍵なので、困窮が差し迫ったケースは生活保護の窓口や高齢福祉の窓口にご相談しましょう。

### ◇ 川崎市の対応：ひきこもり、相談しやすい窓口としてセンターを新設

神奈川新聞によると、川崎市は、「ひきこもり地域支援センター」を新設するとのことです。

川崎市は旧福祉センター跡地（川崎市日進町）の川崎市複合福祉施設「ふくふく」内に「ひきこもり地域支援センター」を新設する。「ひきこもり」と明示することで、相談者にとってわかりやすく敷居の低い窓口とすることにした。同センターで広く相談を受けたいうえで適切な支援機関につなげていく。

引きこもりに対する今後の支援策や新設するセンターの機能を検討するうえで、市は2回に分け調査を実施。区役所の窓口となる課や地域見守り支援センターのほか、医療機関、私立高校、不登校、ひきこもり支援団体、当事者の家族会など678の施設・団体を対象に、市内にひきこもりの実態やニーズをアンケートした。

調査では「広義のひきこもり」定義を「15歳」（中学校卒業後）以上64歳以下で、3カ月以上、学校や仕事に行っておらず、家族や援助者、医療者以外と交流がなく主に自宅で過ごしている人」とした。

過去1年にひきこもりに関する相談・診療を受けた施設は113。当事者の内訳は男性が6割強、女性が3割強だった。年齢別では20～40代が全体の3分の2を占めた。不登校を体験した人は半数を超えた。



対人関係や心理的外傷が引き金となり、社会参加が難しくなっている「社会的ひきこもり」のケースだけでなく、精神障害を抱えた人も5割以上いた。

調査結果を踏まえ、市は相談窓口として役割を施設名で簡潔に示すことに決めた。同センターを中核に、教育や就労、医療などの各機関が密接に連携したネットワークを構築し、相談内容に応じて当事者が適切な

支援を受けられる体制を整える。カウンセリングや居場所機能の充実も図り、不登校経験者への切れ目のない支援も強化する。

80代の親が50代の子のひきこもりに悩む「8050問題」などが近年クローズアップされているが、市精神保健課は「新設のセンターは関係機関を有機的につなぐ中軸となる施設にしてゆきたい。まずは遠慮なく相談できる態勢をつくりあげてゆきたい」と話した。

なお、改正社会福祉法の詳しい内容は、厚生労働省の資料「社会福祉法の 改正趣旨・改正概要」〔<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000652457.pdf>〕を川崎市複合福祉センター「ふくふく」の内容は、報道発表資料「福祉センター跡地活用施設の名称を『ふくふく』に決定しました」〔<https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/ontents/0000119/119386/20200721-PressRelease.pdf>〕をご覧ください。

広報委員 中林和恵

## コロナ禍におけるメンタルヘルス ☆心を元気にする3つのヒント☆ 大野先生のお話を聞いて

泰山木の会会長 鈴木郁子

多摩区市民館大ホールに於いて開催される予定の2020年度多摩区精神福祉連絡会議講演会〔講師：大野裕氏（認知行動療法の日本における第一人者）〕は、新型コロナウイルスの再度の緊急事態宣言発令により中止となりました。その代替として先生のお話を多摩区チャンネルで配信することとなり、その収録が1月31日に行われました。家族代表の一人として、傾聴いたしましたのでお話の一部を少し報告させていただきます。なお多摩区チャンネルでの配信は4月ごろの予定です。



先生は、開口一番、『今は、コロナ禍が1年間も続き、皆様が大変な思いをしていますので』と心の痛みを共有されました。心のメンタルとして、テーマ「～心を元気にする3つのヒント～（CONTROL コントロール感覚、 COMMUNICATION コミュニケーション、 COGNITION 認知）の3つのCについて、お話頂きとても心に響き勉強になりました。私の印象に残ったお話の前半である～コロナ禍の心のコントロール感覚～を、どの様にして対処すれば良いかに絞りご報告します。

### ～心のコントロール感覚をどの様にして、対処すれば良いか～

この1年間で感染者数は拡大し、危険な状況が続きました。

#### ■新型コロナによるこころとからだの危機

- 生存の危機 → 命を落とす → 命を守る自粛生活、在宅勤務 → 染感拡大 → 手洗い、消毒、マスク、三密飲み会を徹底して避ける → 不安に対処できる。
- 人間関係の危機 → 人との繋がりを大切に、コミュニケーションを取り、話し合う。不安や危険は、どの程度危険か、出会ったこともないコロナ禍では、当たり前、時間が経てば収





## 私の思い出と近況

こすぎ会 星野ノリ

色々な役職を辞めホットしている毎日です。  
小学生の頃から色々な役員を引き受け、就職してからは労働組合に首を突っ込みメーデーにはプラカードを持ち参加・県の大会・全国大会（新宿でした）等に出席。全国大会に出席し従妹の家に泊まりました。  
そこで主人と出会いました（現住所）



義父母は子供に恵まれず義父は甥を養子として迎えました。結婚した相手が私で義母は従妹です。夫婦どうしは他人ですが上下の繋がりがあり子供が出来るまでは、どこに行くにも4人でした。

サラリーマンの妻として収入は少ないし、平屋で狭いですが家族7人（子供3人）で楽しく暮らしました。義父は定年後個人タクシーをするのが夢で2階建ての車庫を作り、2階を事務室1階は車庫でした。昭和45年、その車庫を現在の家を建てる仮の住まいに致しました。2階に私達4人1階は義父母と長男が寝て、風呂は桶の野天風呂で雨が降ると傘をさして入りました。当時は近所には家が無く暗くなるのを待って入りました。

昭和48年私の一番の理解者だった義父が亡くなり、主人は会社の仕事しか分からないので家の責任が私にドツとのしかかりました。

主人が仕事で出張中に娘が（小学1年）交通事故に遭い九死に一生を得ました。

手術が終わるのを一人廊下で待っている気持ちは今も忘れる事が出来ません。

幼稚園の時お世話になった先生が一番先に駆けつけてくれました。

主人が病院に来るまで私に付き添ってくれ本当に嬉しく有難く思いました。

近所に全国婦人会連盟の会長さんが居て、昭和51年12月1日会長さんの推薦もあり地区の民生委員になり24年間勤めました。

民生委員を引き受ける時義母に言われました。

「どんな役員を引き受けようと私も手伝うが御飯が出来ていない、掃除が出来ない等、家事をほったらかしにすることは認めない」と。

役員会等出かける時は前もって調理をし、帰ったら直ぐ出せる様にし、研修旅行などの時は早朝から掃除・洗濯し義母が買い物に行かなくても済むように冷蔵庫に沢山買い物をして入れました。民生委員に没頭し家族を犠牲にすることが多くなり、息子の発病も関係しているかも分かりません。

会に入り小関さんと知り合い大の親友になり、何事も相談したりされたりとお互いの家を行ったり来たりしました。

こすぎ会の会長になりあやめ会の評議員会に二人で出席、小松さんと出会い意気投合し現在も小松さんとは大の仲良しです。小関さんは少し認知症気味だったのですが、私に黙って行方が分からなくなり探しました。長男さんが施設に入れて下さったそうで本当に安心致しました。

小松氏が県の家族会の副会長になり全国の理事長になりと役職が大変になりました。県の仕事が出来なくなり小松さんは代わりに私を県に引っ張りだしました。県の副理事長を10

年（途中主人の病気・死亡等で半年位退任）余り努めた頃、卒業後就職した仕事がレシーバーを付けての仕事で難聴気味になり、良い方の耳も年齢と共に聴こえが悪くなりました。役員会で聴き漏らすまいとするため疲れて家に帰ると休むようになりました。役職を全部辞めようと思う様になりました。70歳になったら全部役職を辞め好きな手芸や旅行・縫い物をやろうと思って居たのに理事長やら窓の会の施設長をやる羽目になり人間関係の難しさを味わいました。

民生委員をしていた時私の担当地区に「川崎ふれあいの会」さんが引っ越して来ました。理事会で民生委員として出席していた時「この近くに縫い物を手伝ってくれる人は居ないかしら？」と言われ即「私を使ってももらえませんか？」と答え縫い物のボランティアを始めました。あやめ会の理事長になった時小松氏から「理事長とボランティアは両立しない」と言われましたが何とかやりたいと思いました。結局くたびれて寝込んでしまいボランティアを辞めました。

昨年の1月ふれあいの会さんに、あやめ会の役職を3月末で辞めますのでこの理事も聴こえが悪いので辞めたいと申し出た所「理事を辞めてもボランティアは続けて下さい」と言われ、聴こえなくてもいいのならとボランティアを続けています。ふれあいの会さんも平間から古市場へ移転し又、平間の商店街に移転して来ました。自宅から5・6分の所で大好きな縫い物をしています。生きがいを感じます。

今が一番幸せの時です、家の中も息子と二人で何とか問題なく過ごし、昨秋は娘夫婦と息子と4人で一泊旅行をしました。コロナ禍が少し収束したら又旅行に行こうと話してあります。息子は この頃は私の事を色々心配して大きな（高額）買い物には付き合ってくれますし、先日はスマホの調子が悪いと言ったらドコモに付いて来て店員さんに色々説明してくれました。固定資産税の申告も手伝ってくれました。頼もしく感じる昨今です。この幸せが永く続きますように祈ります。

## 息子の就労を見守って

こすぎ会 E. K.

息子の発病から10年経ちました。4年ほど前に障がい者雇用で就職をし、現在は週に3日、午後から4時間働いています。



### ～ 医師との出会い～

私たち家族は転勤で海外に住んでいました。帰国後1年が過ぎた頃、14歳の息子に様々な異変が始めました。環境の変化？思春期だから？などと色々心配をしました。しかし、徐々に不登校になり、家の中で暴れて家族を困らせることも増えていきました。困り果てた私は学校のスクールカウンセラーに相談し、現在の主治医である児童精神科医を紹介していただきました。病名が告げられた当時は、病気に関する書籍を読みあさっては暗い気持ちになり、これからの息子に明るい未来を描くことはできませんでした。しかし、主治医の先生はとてもポジティブな方で、次第に私の気持ちも少しずつ前向きになっていきました。そして3カ月の入院治療を受けて、幸いにも順調な経過で急性期の激しい症状は改善していきました。

### ～就労移行支援を受けて～

その後も治療を続けながら高校を卒業し、主治医の照会で都内にある就労移行支援所に通うことになりました。まだ働きたいという強い気持ちがあったわけではありませんでしたが、息子には家庭以外にどこか通える居場所が必要だと医師も両親も考えました。紹介先の事業所は一般企業への就労を目指す、主に精神障がいをもつ思春期・青年期層の利用者が対象で、とても活気のある事業所でした。一般的な就労訓練の他に、スポーツプログラムが盛んに組み込まれていました。引きこもりがちな当事者にとって体力づくりは必要ですね。息子はテニスが好きだったので、テニスの上手い職員さんとプレーすることが楽しみの一つでした。



最近は就労移行支援所の数は増えているようですが、通いやすさや利用者の年代、プログラムの内容等をよく調べ、自分に合った事業所を選ぶことが必要だと思います。さらに就職後の定着支援が充実しているかという点が重要です。就労を続けるためにはしっかりしたアフターフォローが欠かせません。それは、当事者だけでなく、雇用する会社側の不安や疑問の解決にも必要なのです。

### ～働き始めて～

事業所での2年が過ぎようとする頃には、いよいよ就職活動がスタートしました。会社見学の他に履歴書の書き方、面接の練習、身だしなみのチェック、そして実際の面接には職員さんが同行してくださり、2週間の研修後に採用が決まりました。障がい者雇用では、通院のための欠勤や病気への理解を含め、当事者に必要な配慮があることがメリットです。

しかし、雇用条件である週20時間の労働は息子にとっては大変厳しく、体調を崩し休むことが増えました。やはり病気の特性として疲れやすさがあるようです。そこで、医師や事業所の方に相談して「労働時間の短縮が可能ならば仕事を続けたい」という本人の希望を職場の上司に伝えました。幸いにも希望がかない、その後は順調に働けるようになり家族もほっとしています。



### ～障がい者の短時間雇用～

数年前より川崎市では障がい者の短時間雇用・就労の実現に向けての取り組みがされています。息子のように、心身のコンディションから長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働けるという当事者は多いと思います。これからはそのような方が一人でも多く活躍できる職場が増えることを願って、家族会と共に行政や事業所へ働きかけていきたいと強く思いました

### あやめ文庫の紹介



介護殺人・ひきこもり・児童虐待、周囲から孤立した  
家族の中で起こった悲劇  
「なぜ、助けを求められなかったのか」  
著者 読売新聞社会部 中央公論新社



# 心の健康相談 お気軽にどうぞ！

## 心の病の問題について気軽に

## 電話または面接にお出かけください

現代はストレスの社会です。“心の病”は誰がかかっても不思議ではないといわれています。人間関係のつまづき、家庭内のトラブル、出社拒否、気分の沈滞、意欲低下、ひきこもり、暴力、自傷行為、不潔恐怖、受診拒否、服薬中断などの“心の病”やデイケア、地域作業所、年金、障害手帳などの“リハビリや福祉制度”に関しても幅広く相談をお受けします。

## 一人で悩まずにご相談ください

### **相談は無料、個人情報厳守します**

- ◇日時：毎週月・金曜日（除く祝祭日） 10：00～16：00
- ◇電話：044-813-4555
- ◇場所：高津区久本3-6-22 ちどり（地域福祉施設）内
- ◇主催団体：NPO法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会

あやめ会会員の有志が相談技能研修を受けて相談員となり、家族の立場にたった対応を心がけています。

### 編集後記

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が、2か月半ぶりに解除されました。これから行楽シーズンを控え油断は出来ません。2021年度は、待ちに待ったコロナワクチンの接種が、医療従事者から先行実施されて、高齢者は、4月～5月開始と発表が有りました。全ての国民が、新型コロナウイルスから1日も早く、助けられる日を願って止みません。

鈴木 郁子

あやめ会ホームページをご覧ください。  
ホームページのアドレス（URL） <http://ayamekai.org/>